

おまかせください

## 介護予防の相談は 地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは高齢者のみなさんが、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、主任ケアマネージャー・社会福祉士・看護師などが中心となつて、介護予防に関するサービスの調整をはじめとし、高齢者への総合的な支援を行っています。

### 介護予防ってどんなこと？

介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする。または、介護が必要になつても、それ以上悪化させないようにする。」ことです。「ヘルパーさん

にやつてもらつた方が楽」「福祉用具を使えば便利だ」と安易にサービスに頼れば、生活身体機能はどんどん低下していきます。いつまでも自分らしく自立して生活するために、健康なうちから介護予防に取り組むことが大切です。そのために地域包括支援センターは、町や医療機関などと連携し、介護が必要な状態にならないよう介護予防事業（介護予

に新しく設置されました。

### 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、人と地域とのつながりを大切に次の業務を行っています。

①保健・医療・介護・福祉などの総合的な相談窓口です。

専門員が配置され、高齢者や家族からの相談に応じます。

### ＜介護のトコロ……＞

・介護保険つてなに。

・どんなサービスがあるの。

・介護のことで相談したい。

・自宅での介護に困っている。

・病院から退院する予定だがこの先どうしたらよいか困っている。

・施設入所を希望したいが、どうしたらよいか。

・最近、少し認知症が心配。

＜そのほかにも……＞

いつまでも自分らしく

住みなれた地域で暮らすために地域包括支援センター

はいろいろな相談に応じます。

・サービス事業者への不満が直接言えない。

・近所のひとり暮らしの高齢者が、最近徘徊をしていて心配など。

### どんな人が利用できるの？

#### ＜対象となる方＞

・高齢者やその家族など。  
・高齢者のひとり暮らしで日常生活に不安のある方。  
・介護予防の必要な高齢者と認められた方。

・要支援1・2の認定を受け介護予防サービスを利用される方など。  
・ねたきりや認知症で介護が必要な方など。

### ②介護予防を推進

「最近、つまづきやすくなった」「介護予防の方法を知りたい」「ひとり暮らしの親のことが気がかり」などの相談に応じ、住みな

れた地域で、みなさんがいつまでも自立した生活を続けていけるよう介護予防を推進、支援します。

③高齢者の権利を守り、虐待の防止、早期発見に努めます。

高齢者虐待の早期発見・把握によりその防止に努めます。

また、悪質な訪問販売の被害やひとり暮らしで財産管理に不安がある。などといった高齢者の権利擁護のための支援として、「成年後見制度」などの権利擁護事業の普及、啓発の取組みを行い必要に応じて専門機関への紹介をします。

### 地域包括支援センター

横芝光町宮川12103の1  
特別養護老人ホーム第二松丘園 内 ☎033339

相談日時 月々土曜日  
午前8時〜午後5時

相談は無料です。介護の悩み、疑問、相談ごとについて、一人で抱え込まずに相談してください。

### 高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法では、全ての国民は虐待を発見した場合は、市区町村への通報義務が定められています。

高齢者への虐待を発見したとき、または虐待と思われる場合は、町や地域包括支援センターへ通報してください。



▲支援センタースタッフ